

鳥取県告示第119号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

指定区域	埋立地の区分
鳥取市上原字荒神原482外（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
鳥取市湖山町東三丁目3（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
岩美郡岩美町大字大坂字柳谷192-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市江津字船附966-1外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号
岩美郡岩美町大字浦富字堤下358-2外（次の図のとおり）	〃
鳥取市国府町岡益524-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市里仁637-68（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
鳥取市青谷町青谷字頭無5268-3外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号
鳥取市福部町中117-2（次の図のとおり）	〃
鳥取市晩稻字下赤田40-1外（次の図のとおり）	〃
岩美郡岩美町大字恩志字奥飯部496-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市青谷町養郷字清水平213（次の図のとおり）	〃
八頭郡若桜町大字浅井232-2外（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
鳥取市河原町中井字羽黒437（次の図のとおり）	〃
八頭郡智頭町大字市瀬字大地戸1717外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
鳥取市秋里字上六反物409-1（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号
鳥取市福部町高江字赤子谷98-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市滝山字小山平504（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県東部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）